

第十六改正日本薬局方正誤表（その4）

平成 26 年 3 月 25 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡

1. 一般試験法

該当箇所	頁	行	正	誤
9.41 試薬・試液 キノノーゲン	174 左	↑ 8	$= B_R \times \underline{0.96}$	$= B_R \times \underline{0.0096}$
9.41 試薬・試液 ケノデオキシコール酸，薄層クロマトグラフィー用	181 右	↓ 12	<p>・・・クロロホルム／エタノール (95) 混液 (9 : 1) に溶かし，正確に 250mL とし試料溶液とする。この液につき，薄層クロマトグラフィー (2.03) により試験を行う。試料溶液 10μL を薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム／アセトン／酢酸(100)混液(7 : 2 : 1)を展開溶媒として約 10cm 展開した後，薄層板を風乾する。更に 120℃ で 30 分間乾燥後，直ちにリンモリブデン酸 n 水和物のエタノール(95)溶液(1→5)を均等に噴霧し，120℃で 2～3 分間加熱するとき，R_f 値約 0.4 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>	<p>・・・クロロホルム／エタノール (95) 混液 (9 : 1) に溶かし，正確に 250mL とした液 10μL につき，「ウルソデオキシコール酸」の純度試験(4)を準用し，試験を行うとき，R_f 値約 0.4 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>
9.41 試薬・試液 コール酸，薄層クロマトグラフィー用	183 右	↑ 9	<p>・・・アセトンに溶かし，正確に 250mL とし試料溶液とする。この液につき，薄層クロマトグラフィー (2.03) により試験を行う。試料溶液 10μL を薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム／アセトン／酢酸(100)混液(7 : 2 : 1)を展開溶媒として約 10cm 展開した後，薄層板を風乾する。更に 120℃で 30 分間乾燥後，直ちにリンモリブデン酸 n 水和物のエタノール(95)溶液(1→5)を均等に噴霧し，120℃で 2～3 分間加熱するとき，R_f 値約 0.1 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>	<p>・・・アセトンに溶かし，正確に 250mL とした液 10μL につき，「ウルソデオキシコール酸」の純度試験(4)を準用し，試験を行うとき，R_f 値約 0.1 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>

2. 医薬品各条

該当箇所	頁	行	正	誤
ピリドキシン塩酸塩	1098 左	↓ 18	炭酸ナトリウムの薄めたエタノール (99.5)(3→10)溶液	炭酸ナトリウムの薄めたエタノール(3→10)溶液